

○契約業者取扱要領における技術的難易度等の運用について

平成17年10月7日 国港総第240号、国港建第134号
最終改正 令和6年12月23日 国港総第528号、国港技第84号
港湾局総務課長、建設課長から
各地方整備局総務部総括調整官、港湾空港部長あて

「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号。以下「取扱要領」という。）における港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に関する予定金額及び技術的難易度の取り扱いは、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、技術的難易度については、「請負工事成績評定基準の制定について」（平成13年3月30日付け国港建第111号）における「工事技術的難易度評価実施基準」に準拠して算定するものとする。

なお、「契約事務取扱要領における工事の指名基準にかかる技術的難易度の運用について」（平成15年3月28日付け国港管第1227号、国港建第228号）は廃止する。

記

1. 取扱要領の第16条第1項、同条第2項における港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事

条項等	予定金額	技術的難易度	等級区分
第16条第1項	2億4千万円以上		
	2億9千万円未満	Ⅳ～Ⅵ	B→B+A又はA
第16条第1項	8千万円以上1億円未満	Ⅳ～Ⅵ	C→C+B又はB
第16条第2項	2億9千万円以上		
	3億4千万円未満	Ⅰ～Ⅲ	A→A+B又はB
第16条第2項	1億円以上1億2千万円未満	Ⅰ～Ⅲ	B→B+C又はC

2. 取扱要領の第17条第3項、同条第4項における港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事

条項等	予定金額	技術的難易度	等級区分
第17条第3項	2億4千万円以上		
	2億9千万円未満	Ⅳ～Ⅵ	B→B+A又はA
第17条第3項	8千万円以上1億円未満	Ⅳ～Ⅵ	C→C+B又はB
第17条第4項	2億9千万円以上		
	3億4千万円未満	Ⅰ～Ⅲ	A→A+B又はB
第17条第4項	1億円以上1億2千万円未満	Ⅰ～Ⅲ	B→B+C又はC

附 則

- 1 この通知は、平成17年10月14日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 2 技術的難易度の算定にあたっては、国土技術政策総合研究所で運営管理している工事・調査評価システム（CRE S）により行うものとする。

附 則（令和6年12月23日国港総第528号、国港技第84号）

この通知は、令和7年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。ただし、令和7年3月31日までの契約締結を見込み、入札公告を行った工事は除く。

（参考）港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事

